

# 琉球大学学術リポジトリ

## 日米関係（沖縄返還）3

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43774">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43774</a>

93  
44  
大臣級以外  
63  
18  
29

愛知大臣訪米關係  
(フアイル<sup>紙</sup>目次)

I 會談

1. 會談以前の動き

- (1) 東郷アキラ司長訪米
- (2) 會議の進め方
- (3) 米側の考之

2. 會談記録

3. 記者会見

- (1) 發表場としての日米調整案
- (2) 記者会見 (日米側)
- (3) 記者会見 (米側)

4. アキラ司長報告

## II 準備 ① (ブリーフィング・各種打合せ)

### A. 大臣ブリーフィング

- (1) 2月17日 大臣ブリーフィング
- (2) 4月19日 "
- (3) 5月10日 "
- (4) 5月17日 "
- (5) 5月24日 "
- (6) 5月28日 "

### B. 各種打合せ

- (1) 大臣・ス・ホーン 会談 (3.6)
- (2) フィン日本部長来日 (5.7 - 5.14)
- (3) 防衛庁との打合せ (4.8 - 5.17)
- (4) 特選局長との意見交換 (4.28)
- (5) 緊急計画との話 (4.24)
- (6) 田中大臣 意見書 (3.11)
- (7) 外務省意向との合議 (5.27)

### Ⅲ 準備 ② (資料)

#### 1. 作成資料別

- (1) 作成資料リスト
- (2) ポジション・ペーパー
- (3) 附帯ペーパー
- (4) フォレス関係
- (5) アジア援助 (経協局作成)
- (6) 大臣発言要領
- (7) 事前協議関係 (条約局作成)

#### 2. 大臣一行携行資料一式

- (1) 資料リスト等
- (2) 資料

#### 3. ポジション・ペーパー、附帯ペーパー、援助ペーパー 各習紙 1部

#### 4. 大臣一行参考用資料一箱

#### 5. 4葉譯表携行資料

## IV 準備③ (ロジスティクス)

### 1. 日程関係

- (1) 東往案 (米大)
- (2) 東往案 (土庫公路)
- (3) 東往修案 (沖縄事務所)
- (4) 日程メモ
- (5) 贈呈品
- (6) 荷物
- (7) その他、随員日程、便宜供与
- (8) 鶴岡田長使

### 2. 新聞発表

- (1) 発表文
- (2) 新聞発表日程案
- (3) 記者会見

### 3. 空港スタートアップ

### 4. 同行記者団作

- (1) 東往案

(2) 同行記者団リスト

(3) 同行記者の都合等

5. 関連雑件

(1) 警備関係

(2) 便宜供出

(3) 沖波来電

(4) (仕立許可等) 専断案

(5) 経費申請

(6) 雑

6. 米大作成資料 (0:271772(南)係)

## ▽ 国会關係 (含閣議)

### 1. 說明資料

- (1) 閣議第1142次大臣出席言
- (2) 社會黨公報質問狀及以回答文
- (3) 国会以計了 歸米報告
- (4) 總理內閣同資料
- (5) 「時の動き」 7月15日号 附稿
- (6) 衆議大臣發言 (6月16日 印刷)

### 2. 質問回答

- (1) 前半日の 質問回答
- (2) 前半期の中 質問回答
- (3) 帰国後 質問回答
- (4) 国会 重要質問

付. 附漸作作成 国会答弁要領



## Ⅵ 報道振り

### 1. 国内報道 (電信)

### 2. 外紙報道

(1) 大凡許半由了海外紙報道及以論評

(2) 米紙報道 (電信)

(3) 各地各國報道 (電信)

(4) 來信 (記事送付)

(5) 中紙報道

(6) 新聞記事雜件

(7) 写真送付

佐藤総理 :

BC兵器について 今回米国の迅速な決定  
がなされたことと多とする次第である。 実は、  
国会が大きく内題化しようとしていた矢先だ  
けに、米国の発表により大いに~~救われた~~<sup>救われた</sup>。

ロジャース :

日本側の事情を察知して、米政府が速  
やかな処置を取ったことは、日米関係のために  
よかったと思つてゐる。 貴総理は既に御  
承知のことと思ふが、本日正午頃<sup>に</sup>「宇宙  
開発に關する日米間協力に關する交換公文」  
に署名することになつてゐるが、これにより通信  
衛星に關する材料を購入することができるよう  
になる。 今後この分野における日米協力<sup>が</sup>は  
~~る~~<sup>る</sup>は~~る~~<sup>る</sup>取極に署名することにより

~~今日の討日にあつて、完全な意見、致し見~~

~~こと申上つた~~  
強死したることを期待する次第である。

佐藤総理：<sup>既に</sup>報告に接して、<sup>科</sup>このことは承知せり、私も学技術庁長官

と申したことがあるので文の通りだが、<sup>宇</sup>宇宙発の事業は金がかかり、<sup>また</sup>種々高度の技術水準

が要求されるものである。これはこのやり方では余りは<sup>良案とみられたが</sup>はかばかしく<sup>な</sup>なつた、今回米国

の<sup>の</sup>援助により、日本<sup>が</sup>人工衛星を打ち上げることができるようになることは誠に喜ばしいこ

とである。ただ一つ心配な点は、日本の学者は概して左~~巻~~巻のものが多く、切角の~~援助~~計画

<sup>(意外な方面から好意を受ける)</sup>が~~使~~使<sup>する</sup>という懸念がある。下は~~表~~表

●<sup>通</sup>通れと申し訳があるが、今回のアポ0.11号

の偉業に対して讃辞をおくりたいと思う。

最後に、中央内題について一言申<sup>ふた言</sup>せたい。  
日本としては、~~然~~分離の政策を続け  
(<sup>今迄</sup> <sup>政経</sup>)

り以外にはないと考えており、国連での中国代  
表権内題についても、国民政府を南に出すか

如きことは考えない。

ロジャース長官：

米国の対ソ連 中央政策はどの何れの国  
つまり 対ソ接近をはかれば 中共がこれを非難し、また対中共緩和  
をはかれば ソ連がこれを非難するということがあるか  
の態度にもとらわれることなく、別個に<sup>別個に</sup>進めて  
行く<sup>こと</sup>を<sup>考</sup>え<sup>る</sup>。 中共に対しては、若干の  
<sup>（きたいと）</sup> <sup>（この二国に対しては）</sup>  
政策緩和を試みた訳であるが、先方は全く  
興味を示していない。

最後に佐藤総理より ロジャース長官に對

レ、ニクソン大統領に対し、吳をもうしく伝  
えたが、その旨は、全談を終了した。

SECRET

(東部保証)

午

核兵器の目的

西太平洋地域に核兵器を維持する目的は  
あり、夫々相肉連に在る。

(1) 中共・ソ連が半國又はその同盟國に  
核攻撃を加へることを抑止すると、この

兵は中共の核開発に伴い一層重要性  
を増す。

(2) 中共・ソ連が半國の同盟國に圧力的  
な通商兵器による攻撃を加へることを抑

止し、且現實に加へた場合は侵略を  
防止せしめること。

(3) 中共・ソ連が核非核能力を西太平洋  
地域諸國に対する政治的圧力、手段に

供する事項を最少限に抑へること。而して

恐らくこの点が最も重要であろう。

信略者の本土に報復し得るための兵器  
即ち ICBM 或は おそらくの如き兵器が

これらの目的に充分であるとの確信があり得  
よう。然し、自ら同様の核能力を有する侵

略者に対する ~~核攻撃~~ として その本土に核  
攻撃を加ふることを THREAT は、朝鮮半島

型の核軍 ~~の存在~~ については恐らく CREDIBLE  
な抑止とはならない。朝鮮半島軍や朝

鮮之サハルの如き 朝鮮核能力は、朝鮮に  
あいてより効果的且適量な兵器であり

能此双方により VISIBLE であり ~~核兵器~~  
~~用兵器~~ ~~と ESCALATION の~~ ~~利用~~ その利用

は ESCALATION ~~を~~ 招く性質がより低く

その使用は、より制限された。しかし最も VITAL  
な戦略核能力を制肘し或は排除す

ることではない。と云う毎つかの理は2:1より  
CREDIBLEな抑止力である。

その故に、陸上、戦略空軍及び海軍に  
より即時使用可能な多様な戦略核

兵器を相当量維持し、軍容に依り如何  
なる程度にも使用し得ることとする必

要がある。西太平洋地域に在る核兵器  
はこの範疇に属するものである。これ等

核兵器は、敵の航空機、~~潜水艦~~潜水艦に  
対し、及び陸上軍に対し、親方の地上軍

或は戦略空軍により使用され得るもの  
である。



戦術核軍隊は各島の基地の構想には、安全、施設及人員の AVAILABILITY、

要入国の協力、使用地軍隊への地理的距離等の重要な要素となる。西太平洋地域に

おける協会は次の考慮がある。

(1) 朝鮮にある米軍の SUPPORT に関する点、

(2) ~~戦術核~~核装備の戦術シフト  
や航空機等の協会の如く、敵味方双方

に及ぶ。その存在及び SUPPORT 関係の  
関係にあること。

(3) 中東が米軍及び日本、中東を企  
図する協会は日本・中東地域の ~~戦術~~

航空防衛を助けるものであること。

これらの戦術核兵器は、強力な通常兵力の代りとなることはできません。又代りとして

に意図されるものではない。並し、

(1) 中程ミサイルは、核兵器使用を好むもの

ではないか 種々の程々の之を使用する選択が存することを示すことにより、又(2) 中程に

おける制約的使用から 戦略核の使用に ESCALATE し、停戦後の本土に核攻撃を加

へられし危険を示すことにより、又(3) 西太平洋地域において ICBM や 中程ミサイル

より VISIBLE な抑止力を示すことにより、中程ミサイルの軍事的及び政治的脅威の

抑止に寄与するものである。

以上の理由により、西太平洋地域に

核兵器の存在する= EIS. ~~非~~中核 或は  
 ソ連が、米國がこの地域の安全のため  
 の防衛を導く意思に<sup>この可能性を</sup>ついて 潔潔し  
 又 万一 潔潔した場合には その信譽が成功す  
 る可能性を SUBSTANTIALLY に 低下せし  
 めて いるのである。

SECRET

極秘

STATEMENT OF PURPOSE OF NUCLEAR WEAPONS

We have three purposes in maintaining nuclear weapons in the Western Pacific. These are interlinked:

First, we wish to deter Communist China and the USSR from attacking the US or our allies with nuclear weapons. This objective becomes increasingly important as Communist China develops its own capabilities to produce and deliver nuclear weapons.

Second, we wish to deter Communist China and the USSR from attacking our allies with the overwhelming conventional forces at their disposal, and should that deterrence fail, to defeat the aggression.

Third, and perhaps most important, we wish to reduce to a minimum any temptation on the part of Communist China or the USSR to use their conventional and nuclear power as a means of exerting political pressure on countries in the area.

It might be argued that weapon systems designed for retaliation against the homeland of any aggressor--such as ICBMs or Polaris submarines--can adequately serve these purposes. However, a threat to launch a nuclear attack on the homeland of an aggressor who himself has similar nuclear capabilities is probably not credible as the initial nuclear response in a Korea-type war. Theater nuclear forces--such as tactical aircraft and missiles--are a credible deterrent because they are more effective and appropriate weapons for tactical battlefield situations, they are more visible to friend and foe, their employment is less escalatory, and their usage does not degrade or expend the more limited--and most vital--strategic nuclear resources.

SECRET

Therefore, we must maintain substantial numbers of readily available tactical nuclear weapons for use by ground, as well as tactical air and naval forces of a type and variety which gives us the opportunity to apply any degree of nuclear force as necessary under the circumstances. The nuclear weapons in the Western Pacific are in this category. They would be used in defense against enemy aircraft or submarines, and against enemy ground forces by our own ground or tactical air forces.

In considering bases for our tactical nuclear forces and weapons, important factors are security, available support facilities and personnel, host country cooperation, geographical proximity to the forces which may have to use them. In the Western Pacific, the choice of particular locations should meet these criteria and be such as to:

(1) Support our forces in Korea.

(2) Present, as in the case of tactical missiles and aircraft on nuclear alert, a highly visible indication to both our friends and their potential enemies of our presence and support.

(3) Assist, in the case of Chinese aggression against the U.S. and Japan, in the air defense of the Okinawa/Japan area.

These tactical nuclear weapons neither can nor are intended to be a substitute for strong conventional forces. However, they contribute to deterrence against both a military and political threat by (1) making it clear to Communist China, or the USSR that notwithstanding our great reluctance to resort to nuclear weapons, the option exists to apply varying degrees of nuclear force and do so quickly; (2) posing the risk of escalation and transition from the limited battlefield use of nuclear weapons to employment of strategic nuclear

SECRET

3.

weapons against the aggressor's homeland itself; and  
(3) presenting a more visible deterrent within the  
Western Pacific to potential enemies than the ICBMs  
in the USA or Polaris submarines on patrol.

Therefore, the presence of nuclear weapons in the  
Western Pacific area substantially reduces the risks  
that either Communist China or the Soviet Union may  
misjudge our will and our intentions to live up to our  
commitments to the security of the area or, if they  
should do so, that their aggression would be profitable.

SECRET

極 秘  
まで  
部の内  
号  
10  
3

右様(用)に  
YEROK 1/22/69  
(TT-4)

四四・五・二六

総理大臣と大統領は、沖縄の施政権が日本国に返還されたときは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約並びにこれに関連する諸取極がそのまま沖縄に適用されるべきであり、その適用にあたりなんらの追加的取極を必要としないこと、このため必要な措置（沖縄に核兵器が存在する場合にはその撤去を含む）が施政権返還までに執られるべきこと、また、施政権返還後は、合衆国軍隊は、同条約及び取極の規定に従い沖縄の施設及び区域の使用を許されるべきことに意見が一致した。

これに関連して、総理大臣は、日本国の安全は、極東における国

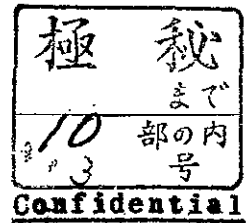
際、の平和及び安全なくしては十分に維持することができないものであり、したがつて、極東の諸国の安全は日本国の重大な関心事であるとの日本国政府の認識を確認した。總理大臣は、日本国政府のかかる認識に照らせば、前項に述べられた態様による沖縄の施政権返還は日本国を含む極東の諸国の防衛のために合衆国が負つてゐる国際義務の効果的遂行と両立しうべきものであるとの見解を表明し、大統領は、總理大臣と同意見である旨述べた。



(注)

右に関連し、必要に応じ、なんらかの形式により日本政府の次の立場を表明することを考慮する。

「 総理大臣は、特に韓国に対する武力攻撃の発生は日本の安全に重大な影響を及ぼすものであるとの日本国政府の基本的認識を明らかにし、韓国に対して生じた武力攻撃に対処するため合衆国軍隊が日本国内の施設・区域を戦闘作戦行動の発進基地として使用することについての安保条約第六条の実施に関する交換公文に定める事前協議に対して日本国政府が執るべき態度は、かかる基本的認識に立つて決定されるものである旨を明らかにした。」



Draft Joint Communique

(Excerpts)

The Prime Minister and the President agreed that, upon reversion of the <sup>20th Dec 1972</sup> ~~administering powers~~ over Okinawa to Japan, the Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America and its related arrangements should apply intact to Okinawa, requiring no additional arrangements in their application, that necessary measures to this end, including the removal from Okinawa of nuclear weapons, if any existed, should be taken by the time of the reversion, and that, after the reversion, United States armed forces should be granted the use of facilities and areas in Okinawa in accordance with the provisions of the said Treaty and arrangements.

In this connection, the Prime Minister affirmed the recognition of his Government that the security of Japan

could not be adequately maintained without international peace and security in the Far East and, consequently, the security of countries in the Far East was a matter of serious concern for Japan. The Prime Minister was of the view that, in the light of such recognition on the part of the Government of Japan, the reversion of the administering <sup>sovereign rights</sup> powers over Okinawa to Japan in a manner stated in the preceding paragraph should be compatible with effective discharge of the international obligations assumed by the United States for the defence of countries in the Far East, including Japan. The President replied that he shared the Prime Minister's view.

(The Prime Minister also made clear the basic recognition of his Government that, in particular, an armed attack against the Republic of Korea, if it occurred, would seriously affect the security of Japan. The Prime Minister further stated that such recognition would form the basis on which the Government of Japan would determine its position vis-à-vis prior consultation under the exchange of notes concerning the implementation of Article 6 of the Security Treaty on the use by United States armed forces of facilities and areas in Japan as bases for military combat operations from Japan to meet the armed attack against the Republic of Korea.)

漢

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示 暗 (略) 平	※ 総第 25588 号
電信課長	※ 第 8 号	※ 昭和 44 年 6 月 17 日 17 時 30 分發
	大至急 (至急) 普通・LTF	※ 發電係

(※印欄内は電信課記入)

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管  北米一長	主管局部課(室)名 北米一 起來 昭和 44 年 6 月 17 日 起來者 吉川 電話番号 445
---	----------------	--

協議先

在 米 ~~総領事~~ 大使 臨時代理大使  
総領事 代理 吉川

電 在 大使 臨時代理大使  
報 報 總領事 代理 吉川

件名 ~~事務連絡~~ (事務連絡)

東郷局長 <sup>各山</sup> 千葉課長へ 大河原参事官宛

当地時間明朝8時までに第2回要知

口頭で合談につき電報にて報告願 ~~す~~

本館(各場合) ~~本館~~ 同 8 時 30 分 場 <sup>迄</sup> 小官電 713-1628

に電話連絡願いたし。

写

済 42

4

(昭和四十二年六月一日改正)

特

注意

特秘報

極秘

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

69年6月4日15時15分  
 69年6月5日04時56分

本省

発着

外務大臣殿 奈良大使 臨時代理大使 総領事代理

オキナワより核撤去に関するNYT記事(その1)

第507号 略 至急

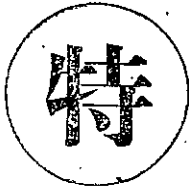
(本件取扱いについては特に注意願いたい。)

3日NYタイムズはワシントン2日発HEDRIK SMITHの記事として、ニクソンはオキナワ返かんに際し、核ぬきを決定した旨WELL-INFORMANTSが明らかにしたと伝えている。 PLACED

本件に関し、本官が昨3日その経緯について、同紙EMERSON CHAPIN (COPY EDITOR) にちよう取したところ次の通り。(なお、本電が遅れたのは後述の通り、ROSENTHAL副編集局長に本4日に至るまで確めることができなかったからである。)

1. SMITHの本件記事は自分のところへ回されて来たときは、もつともつと長かつた。自分が全部REWRITした。その際國務省ずめの同記者に対し、本件記事にはソースが明らかにされていないのは困る。と言つてやつたが、スミスはなかなか言うことをきかなかつた。しかし、自分が余り執ように言うので遂にスミスは、それではWRIT

大政外外外  
 事務次長 房  
 大臣官舎審議長  
 機密文会掌給  
 総入電厚計  
 国費長補給  
 参閣折  
 参領旅移  
 北東監  
 中東監  
 北北係  
 中東監  
 西東洋  
 西東監  
 参近ア  
 防務監  
 参政二  
 閣一監  
 参条協  
 参政監  
 甲社登  
 参道内外  
 一二



電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

LL-PLACED INFORMANTS としてら返かろうと言つて来た。

SMITH は日本の事は余り知らず。この記事の中にも日本に対し、オキナワの猶在主权は平和条約で認められていると書いてあつたから、それは自分が REWRITE する際に訂正した。

2. 本件ソースについては ROSENTHAL と TOPP I 外報部長は知つている。確かな筋でなければあのように一面に出すはずがない。これは ROSENTHAL が記事の重要性を認めさせた結果である。もしソースがあつたとなれば、4月の NATIONAL SECURITY COUNCIL に出席した人から入手したと思われる。

3. 反面、御承知の通り新聞というものは、世論を喚起するためこの様な記事を TRIAL BALLOON として作つて置くことがある。サトウ総理訪米までまだまだ時間があるので、今からこういう記事を出しておけば、オキナワ返かんのため有利な素地を作ることが出来る。

本日、國務省はオキナワ返かんの態様、及び装備に関して、決定が行なわれたとする説に対し、否定の声明を出した。しかし、ローゼンタールも <sup>トッピ</sup> スミス記事の真びよう性については S T I C K している。(本件否定は単独記事ではなく、14日 NY タイムズはアイチ大臣のロージャース國務長官との交渉を伝えた記事の一部として報道している。)

— 2 —

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

自分はNYタイムズが故意にこういう記事を出したというのではなく、逆に政府自体がTRIAL BALLOONを出すことがあることを指摘したい。

4. 自分は従つて本件が真の決定なのか、TRIAL BALLOONなのか解らない。ローゼンタールは最近益々社内でも有力になつてきており、彼が紙面を作っているから、ぜひ彼にきいてもらいたい。その際本当に有力な人からスマスが聞いたかどうかその反応を確かめたらよいだろう。米に転電し、国連、シカゴに転報した。

(了)

(大河原参考資料に連絡済  
0800 茂信博)

— 3 —



特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられ
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

特秘扱

極秘

大政事外外官  
参務  
次次  
臣官官警審  
儀書文会營  
総入電厚計  
国資参調析  
長領移移  
長領移移

電信写

総番号(TA) 23977  
 69年6月4日 15時35分  
 69年6月5日 05時01分  
 本 省  
 主 管  
 発 着  
 米北

外務大臣 慶 奈良 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワより核撤去に関するNYT記事(その2)

第508号 略 至急

往電第507号に関し、

(本件取扱い特に注意願いたい。)

4日本官がNYタイムズROSENTHAL副編集局長にちよう取したところ次の通り。

1. 自分はスミスにSOURCEをたずねたところ、GOOD SOURCEから得ていると言っている。自分  
 はそれを信じている。WELL-PLACED INFORMANTSとは政府内にある人々ということである。貴官といえども、それがだれであるかということをお教えすることは出来ない。(OH NO WE CAN NEVER REVEAL THAT) スミスは間違いないと言っているし、自分も信ずる。

2. NYタイムズあるいは政府のTRIAL BALLOONかという御質問だが、もし、NYタイムズがその様な記事を書くと思うなら、貴方はまだまだNYタイムズに対する理解が足りない。本紙は絶対にそのようなことを社せとしていない。オキナワのみならず、あらゆる問題について

7 参北京  
中西  
参北北保  
参一三  
参西東洋  
西東  
参書近ア  
次総経国  
参質統  
参政技  
国一  
参条協新  
参政経  
軍社  
参道内  
一三

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

もわれわれはそのようなことはしない。オキナワがどうなるかはわれわれの問題ではない。ただ有りのまゝを伝えればよい。

しかしながら、政府が TRIAL BALLOON をあげるかどうかについて言えば、そういうことは有り得る。それを記者が TRIAL BALLOON とは知らずに報道したことは今までにもあつた。だから、それを否定はしない。可能性はある。今後ともスミスに果して TRIAL BALLOON だつたのか、もつと FOLLOW させてみよう。

3. スミスは核ぬきの決定のみについて伝えているので、自分より基地の態様について特に事前協議の有無につき、そのソースは述べていたかと質問したら、スミスはそのような問題についてのインフォメーションは無かつたと言つていた。

4. なお、自分として関心があるのは核ぬきになつたあとも CONVENTIONAL WEAPONS をもつて返かん後も米國が自由にオキナワの基地を使い得るかどうかである。例えば、現在ヴェトナムに対処して、米國はオキナワで核は使用しないが、同基地を FULI に使っている。スミスはこの様な問題については言つて来ていない。要するに不備なところはいろいろあるが、スミスの信ぴょう性について自分は絶対に信じていると言える。



電信写

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

5. 本件記事の反応につき、4日本官がFOREIGN AFFAIRSのQUIGGにちよう取したところ次の通り。

この早い時期においてNIXONが核ぬき返かんを決定したことは蓋だ良いことである。//月の総理訪米までには相当時間があり、それまでにPENTAGONをこの最高方針をもつて説得することが出来る。近來にないけん明な措置である。

米に転電し、国連、シカゴに転報した。

(大河系参事者へ連絡済0800 重経課)

秘

ソカヒヒ 万機

### 注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

### 電信写

外務省

事務  
次次  
臣官官審審長  
儀機文会管統

総番号(TA) 22835  
69年6月3日 12時20分  
69年6月4日 10時25分

米国  
本省

主管  
發着  
米北

人電厚計  
参領  
参領旅移

外務大臣殿 下町大使 臨時代理大使 総領事 代理

### ムライ局長とペテイ次官補との会談

### 第1710号 略 至急

3日ムライ局長はナカツマとともにペテイ財務次官補と会談したが、その概要次のとおり（同席：当方、セガワ、ワタナベ、先方、ハーシゴトリット次官補代理、ウイドマン部長）。

1. 先方よりの求めに応じ、欧州通貨問題の印象を述べたのに対し、先方は通貨問題は今や政治問題であることを認めつつも、特に英国の現状について、米側として大きな関心をいただいている旨表明した。

2. 先方より国際通貨制度につき、より FLEXIBLE なレートのメリットをあげ、当方の見解を質したので、当方から現行制度が最も望ましいと思う旨強調しておいた。

3. 当方より、5日に予定されているアイチ大臣とケネディ財務長官との会談に触れた際、先方は具体的なことについてはまだ検討がすすんでいないが、オキナワに関する財政的側面についてのプリンシプルを申上げることになる（往電第1619号参照）；現在そのプリンシプルとして、

参北東経  
中西  
参北北保  
参一二  
参西東洋  
西東

近ア長  
経  
参審近ア  
次総経国  
参貿統  
参政技二  
國一理  
参参協親  
参政経科  
専社専  
参道内外  
一二

Handwritten signature and stamp on the right margin.

秘

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

例えば次の3つを考えていると述べた。

(1) 既投資施設に対する補償問題

(2) 施設権返かんに関する米側予算の負担移転の問題

(3) オキナワ返かんが米国にとって国際収支上の負担とならないこと

英、仏、独に転電した。

(3)

極秘

記  
米局長

米局長

米局長

米局長

米局長

米局長

米局長

外務大臣訪米随行報告

44.6.7 米局長

再  
米局長

大臣訪米に随行して特に気付きの点とりまとの  
以下のとおり報告する。

1. 沖繩通商交渉については、いわゆる FIRST ROUND  
として十二分の成果を収めたと言ふ。即ち、

(1) 米側は 現行条約締結及び関連取決めの枠内  
において通商を固ると云う我々の立場を原則  
的に受け容れ、その方向で今後の協定を進める  
ことに合意した事。

(2) 前記枠内での解決の方法論として、総務大臣  
領共同声明の中で「提案しよう」と云う我々の案  
に従い、共同声明の案文に付検討を進めること  
に合意した事。(従って、従来の困難な各項目に  
限り ~~は~~ いわゆる FORESEEABLE CASES を検討  
して共同声明に新章を記入する我々の提案につ  
いては、今回の会議に於いてその段階を越え

FORESEEABLE CASES は 単に 共同声明書作成の  
の参考材料として扱われることとなった。

(1) 米側は 通常に伴う 取極面の 重要性を強調し  
たが、これは 即ち 米政府が 通常と如何に現  
実の問題として考へているか と言ふ 点に於て、若し  
総理訪米までに 蓋し 何らかの 原則について  
合意しようと言ふ 米側の 希望が 達成し得る程  
に 社会が 進歩するに 両極の 通常と如何に 是れ  
だけ 容易になるであろう。

見 今回の 社会が 上記の如く 親方の 期待通り 進捗  
したとするも、それは 今後の 社会の 難易と 是れが  
別問題である。即ち

(1) 自衛攻撃については、朝鮮半島中心の 我方の  
考へと、唯し 何を 社会が 極東 領域を 考へて  
米側との 向には 大きな 懸隔あり、これを 日米  
双方が 受諾し得る 公表 共同声明の 字句に  
まとめることは 至難の 業であり、是れ 共同声  
明の 解決と云ふ ようなものを 作成し得るを得ない

ことと成り得る。

(12) 核兵器については、通常時には除去した状態にするべきことを目標に、米側が努力を投じている。やゝ観測し過ぎか、假に米側が「そのまゝ」譲るとするも、非常事態における持込について何身かの形の了解を求め来ることは必ずある。この問題は今後最も困難なものとなるべく遺憾なく今日の段階での折衷を準備すること付できない。

3. 今回の会議を通じ、二国間交渉のルカ国に対する考案がいろいろな形で「ほうき」と云えられた。即ち、<sup>1)</sup> 菅野の外務大臣大蔵省会議において、二国間大蔵省間の考案として、太平洋地域に大なる関心を有すること、並びに日米両国が協力して、乃至は日本の積極的役割を米側が補充する形において、太平洋地域の安全を固めて行き届くこと、を直截に述べたことは極めて印象的であった。



(12) 同時に大隈経歴に於て各閣僚が異口同音に  
 (お)ることは、興國の協力がなくしては いかに  
 AMERICAN PRESENCE というものは 續き得ぬ  
 と云ふことである。例へば (1) 大隈自身 1907年  
 FOREIGN AFFAIRS 論文 並に 1953年 日米協会に  
 おける演説 12頁及び 12 日本が CONVENTIONAL  
 の分岐に於いて 航路 軍事面でも 責任を負ふ  
 ことを期待する。と云ふ。 (2) 國務長官は記者  
 会見において 日本は アジアにおける 各種援助の  
 積極的に協力し 安全保障の分岐に於いて  
 友好政策を引受けよう といふ 意味で 日米両  
 國の使命は 補充的であるとの 趣意を述べた。  
 (3) 國務長官は 中絶を通じて 国際收支上 及び  
 予算收支上 米國に LOSS があることを 述べ  
 國內を視得し 觀しと 批判し (4) 國務長官は  
 立得る 北方領土問題 中共の核能力脅威の  
 評価等の 案につき 日本 の 國內 防衛 につき 仔細  
 に 質問を 試みる 事 今後の 米國の アジア政策  
 の 確立

の形成について、わが国の動きが重要な要素となり得ることを示すものである。更に会後の場以外にあって、例として原子力の権威 RICKOVER 海軍中將などが十年後の日本はどうかという事を考へるかと質問する等、米國情報局の井田勲氏が今後如何に移り行くか、わが方として如何にすべきかとある。

4. (4) これを要するに、仲絶交渉の部分は今後何か月かの二ヶ月大交渉のいわゆる HARD BARGAINING により、総理訪米の際に合意に達し得ることを期待されるが、わが政府としては、そのような機会にわが國の進出べき方向を確守する態度を以て内外に示すことが極めて重要であると思はれる。米國內においては、輿論に責任分担を求め、声は目を追つて更に強化をべく、米國政府としては、その交渉政策の OPTION はますます狭められつつある。その趨勢の中でわが國の安全と繁栄を確守しに行くためには、わが政府がその進出べき方向を明ら

に、政治的・経済的責任を自己の手に遂行するの  
決意を示し、以て米國を以て此に協力せしめる  
よる誘導するの心構がなされてはならぬであらう。  
日米間にはかくして戦後初めて本格的な轉  
機を運ぶよるといふの感懐も亦あり、而してこの  
轉機に及する所が、感懐は正しく國の進路  
を左右する性質のものであると云ふも過言ではな  
いと思はれる。